

2. 3 PRTR 法制定に伴う届出作業

PRTR 法制定に伴い、各事業者はまず自社が PRTR 対象事業者になるのかどうかを判定し、対象事業者となる場合には、適切に対象物質の排出量・移動量を把握する必要があります。

また、対象事業者とならない場合も、自社で使用している原材料等にどんな対象物質がどれくらい含まれているのか把握しておくことが望まれます。

ここでは鍛造業に関して記述しますが、多角化して事業を営んでいる場合は、兼業している他業種の製造工程についても同様の作業が必要です。

2. 3. 1 鍛造品業の届出の流れ

鍛造品業は PRTR の対象となる業種に指定されていますので、鍛造事業を実施している企業で、常用労働者数が 21 人以上の事業所は全て対象となります。

以下に、順番に従って手順の大きな流れを記述しますので、大きな流れを理解してください。全体の流れは、図 8 に示した流れに沿って実施します。ここで、当面の作業は丸印で囲んだ作業が必要になります。

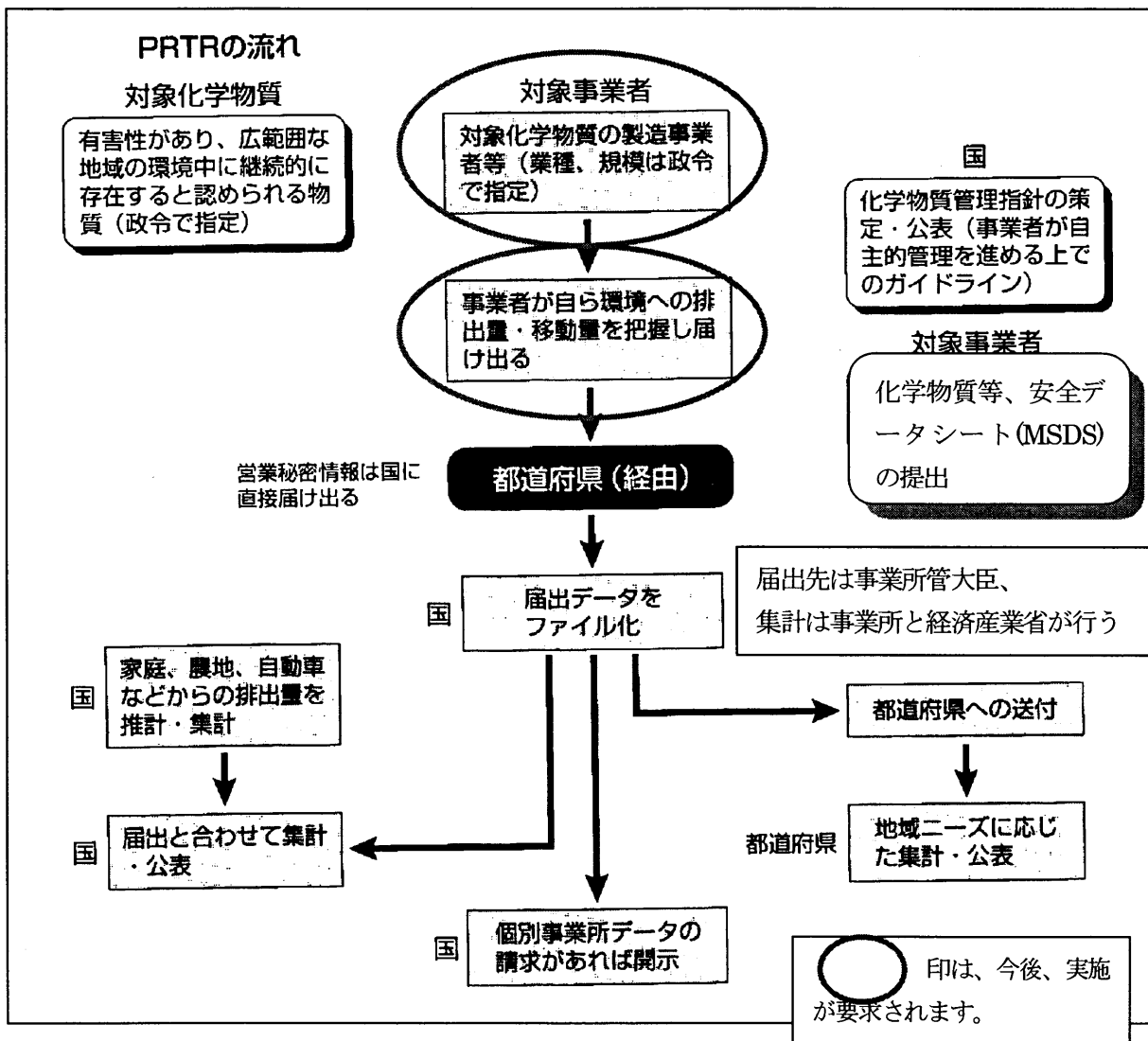


図 8 鍛造業の PRTR 手順の流れ

2. 3. 2 具体的な届出作業

前項で大きな流れを理解しました。それでは具体的な届出の書式はどうしたらよいのでしょうか？これには図9に示した2つの書類で提出する必要があります。この、2つの書類を完成するために、本マニュアルではいくつかの作業表を用意いたしました。その代表的な物が図9の中に示した、ワークシート1及び2(様式は19頁参照)です。具体的な作業は、3章以降の手順に従って実施して下さい。また、経済産業省・環境省よりでている、記入要領書を、巻末の付属表10(参考資料)に載せましたので参考にしてください。

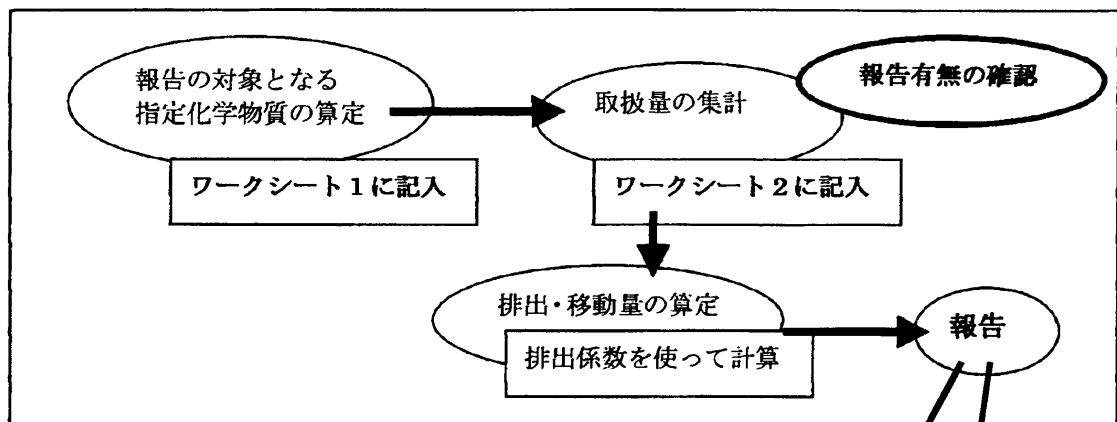


図9 鍛造でのPRTR届出手順

別記様式 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣(報道府農知事)殿

届出者 (フリガナ) 住所 〒 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)[㊞]

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所 事業者の名称 業種に該当する事業所の名称 所在地 事業所において前項使用される従業員の数 事業所において行われる事業が属する業種	第一種指定化学物質の排出量及び移動量 本届出が排出量第1号の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること)	別紙番号1~ のとおり 1. 有 2. 無
担当者 (関い合わせ先) 氏名 電話番号	別紙番号	
※受理日 年 月 日	※整理番号	

備考
 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 2 前回の届出における名称の欄は、変更の改訂の促進に関する法律第5条第2項の規定により、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業所においては事業を開始した日)における当該事業所の人数を記載すること。
 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業所においては事業を開始した日)における当該事業所の人数を記載すること。
 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所においては、次欄以降にその他の業種を記載すること。また、業種コードの欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載すること。
 5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 6 ※の欄には、記載しないこと。
 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 8 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、捺印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称	第一種指定化学物質の番号	単位(該当するものに○をすること)	1. kg 2. mg-TEQ
排出量	イ 大気への排出		
	ロ 公共用水域への排出		
	ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外)		
	ニ 当該事業所における埋立処分		
移動量	イ 下水道への移動		
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)		

※整理番号

備考
 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名に記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)及び番号を記載すること。
 4 排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること。
 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。

第一種指定化学物質の名称並びに
排出量及び移動量届出書

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

2. 3. 3 届出の様式の記入方法と届出期限

届出の様式は、表2及び表3に示すように別記様式として「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」と「第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量」の2種類が定められています。巻末の付表1に該当するいずれかの第一種指定化学物質の年間の取扱量が1ト以上の企業（平成13,14年度の2年間は、いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が5ト以上の企業）は、この2種類の様式に必要な事項を記入する必要があります。

この提出期限は、毎年度6月30日までに都道府県知事を経由して所管大臣（鍛造業は経済産業大臣）に届出をすることになります。但し、届出対象事業所が2種類以上の事業を行っている場合には、主たる事業を所管する大臣に届出をすることになります。

表2 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

別記様式		第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	
		年	月 日
主務大臣（都道府県知事） 殿			
		届出者	(ふりがな) 住所 〒 (ふりがな) 氏名 (印) (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。			
事業所	(ふりがな) 事業者の名称	-----	
	前回の届出における名称	-----	
	(ふりがな) 事業所の名称	-----	
	前回の届出における名称	-----	
	所在地	〒	-----
(ふりがな)	-----		
事業所において常時使用される従業員の数			
事業所において行われる事業が属する業種	業種名	業種コード	
	うち主たるもの	-----	
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～ のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）		1. 有 2. 無	
担当者	部 署	-----	
(問い合わせ先)	(ふりがな) 氏名	-----	
	電話番号	-----	
※受理日	年 月 日	※整理番号	-----
備考	1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。また、業種コードの欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載すること。 5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。 6 ※の欄には、記載しないこと。 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 8 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。		

表3 第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量の届出書

別紙番号	
------	--

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称							
第一種指定化学物質の号番号						単位 (該当するものに○をすること)	1. kg 2. mg-TEQ
排出量	イ 大気への排出						
	ロ 公共用水域への排出					排出先の河川、湖沼、海域等の名称	
	ハ 当該事業所における土壌への排出 (ニ以外)						
	ニ 当該事業所における埋立処分					埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること)	1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動						
	ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)						
※整理番号							

- 備考
- 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 - 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 - 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称 (令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名) 及び号番号を記載すること。
 - 4 排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること。
 - 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 - 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 - 7 ※の欄には、記載しないこと。

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書の記入方法

第一種指定化学物質の排出量及び移動量届出の記入方法の詳細を示しました。これを参考に届出書を完成させてください。

事務所が2つ以上ある時は、事業所毎に作成する。

毎年6月30日までに届出が必要であるが、従業員数は前年度の4月1日現在の人数を記載する。

前年度と事業所の名称が変更された場合のみ記載する。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称		
	前回の届出における名称		
事業所	(ふりがな) 事業所の名称		
	前回の届出における名称		
所在地	〒	—	都道府県
	(ふりがな)	市区町村	
事業所において常時使用される従業員の数			
事業所において行われる事業が属する業種	うち主たるもの	業種名	業種コード
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～ のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無	
担当者	部 署		
(問い合わせ先)	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号		
※受理日	年	月	日
		※整理番号	

記入不要

日本産業分類の業種コードを記入。巻末付表8参照

日本標準産業分類の2つ以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、該当する全業種を記載の上、当該事業所における主事業を○で囲む。通常は「鍛工品製造業」と記入する。

通常は、関係ないので「無」と記入する。
法第6条第一項は、企業の秘密保持上、該当する第一種指定化学物質の名称に代えて、主務省で定める分類の名称をもって通知を行う旨、主務大臣に請求を行うことができるとの条文である。

「第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量」の届出書の記入方法

「第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量」の届出書の記入方法を解説します。これに従って、届出書を完成させてください。

第一種指定化学物質毎に記入作成して下さい。例えば「鉛」230と「Mn」311と2つあった場合には、鉛の番号が若いので、政令番号の若い順に別紙番号が1、2となります。

このマニュアルの別表に記載した「第一種指定化学物質リスト」から、該当する政令番号を記入して下さい。例えば鉛なら230です。

マンガン等の具体的な第一種指定化学物質の名称を記入して下さい。

別紙番号

記入不要です。

第一種指定化学物質の名称														
第一種指定化学物質の号番号		単位（該当するものに○をすること）												
排出量	イ 大気への排出													
	ロ 公共用水域への排出													
	ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）													
	ニ 当該事業所における埋立処分													
移動量	イ 下水道への移動													
	ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）													
※整理番号														

計算方法は本マニュアル3.4章の取扱量及び排出量・移動量の算出手順と工程別検討に従って計算してください。

- 1) 先ずワークシート1、2を使って第一種指定化学物質毎の年間取扱量を計算します。物質毎の取扱量が1ト以上（平成13、14年度は5ト）の場合には届出が必要です。
- 2) 物質毎の排出量・移動量を算出するが、鍛造業の場合「製品」「大気」「廃棄物」の3つに排出・移動するので、本表では排出量のイ、ニと移動量のロとなります。
- 3) 量の算出は本マニュアルに記す「排出係数」を用いる。記入単位は、kg/年（有効数字は2桁）です。

安定型、管理型又は遮断型の別を記入します。

ボンデスラッジは管理型です。